

## 參考資料 3 船舶關係資料



感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に  
罹患した疑いがある場合の対応等について

令和2年5月11日  
国土交通省海事局安全政策課

1. はじめに

本文書は、緊急事態においても事業の継続が求められる海運業に従事する方々の感染予防、健康管理に向けた取り組みや、船上で乗組員や乗客が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合等の対応について検討する際の参考として活用していただくため、基本的なポイントを、厚生労働省のアドバイスを受けながら、国土交通省海事局がまとめたものです。

2. 本文書で使用する用語について

(1) 有症者：発熱、咳など、健康状態に何らかの異常を呈している者

(判断の目安)

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。

ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。）

(2) 濃厚接触者<sup>1</sup>：有症者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

ア 有症者と長時間の接触（船内等を含む）があった者

イ 適切な感染防護なしに有症者を診察、看護又は介護していた者

ウ 有症者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

エ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

<sup>1</sup>国立感染症研究所感染症疫学センター資料における「濃厚接触者」は、確定感染者の感染可能期間内の接触者についてのものであるが、本資料は船上での発熱事案等を想定しており、確定の判定が困難なため、当該資料の考え方を参考として定義するもの。

【参考】「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」における「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間※内に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※感染可能期間・・・発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間。

\*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

### 3. 感染予防、健康管理に向けた取組み

#### (1) 入港時・停泊中

- ・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底

##### 【換気の徹底】

- ① 「換気が悪い空間」としないために、換気設備を適切に運転・管理すること。
- ② 船窓が開閉可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、船窓を開放することによる換気を行うこと。

##### 【接触感染の防止】

- ① 物品・機器等（例：作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ② 船内で乗組員や乗客が触れることがある物品・機器（例：電話、パソコン、スイッチ、工具など）等や手すり・ドアノブ、トイレや共有スペースの什器などの共有部分について、こまめに消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされています（厚生労働省 HP 参照）。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用するなどの使用方法の詳細はメーカーのホームページ等でご確認ください。

- ③ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ④ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを船内に備え付けて使用すること。
- ⑤ 訪船者に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

### 【飛沫感染の防止】

- ① 咳エチケット（可能な限りマスク着用）を徹底すること。
- ② 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ③ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（2メートル以上）すること。
- ④ 訪船者との対面での接触は可能な限り避けることとし、やむを得ない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクの着用を徹底すること。
- ⑤ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、対面を避ける、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ⑥ その他密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について検討すること。

### 【一般的な健康確保措置の徹底等】

- ① 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなどの健康管理を心がけること。
- ② 出航前に乗組員全員の体温を計測し、体調等について確認を行うこと。乗組員の同居家族の体調等についても同様に確認を行うこと。可能なら、責任者や担当者を決めて行うことが望ましい。また、乗組員本人やその同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機とすること。その上で、以下の症状に該当する場合には、保健所に相談させ、その結果について報告を受けること。
  - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※重症化しやすい方・・・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  
※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。
  - ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。）
- ④ 感染が判明した際に対応の連絡を取りやすくするため、少なくとも、当月と前月に乗り組む乗組員の交代状況と連絡先については、雇用の継続の有無にかかわらず、把握するようにすること（派遣船員については派遣元も同様）。
- ⑤ 十分な休息ができるようにするとともに、繁華街などの人の多く集まる場所への不要不急の外出は控えるようにすること。

- ・乗客等の乗船手続き時等における、咳や発熱等の症状の有無などの健康状態の確認

【乗船前の検温の実施】

- 長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施すること。なお、既に導入している場合はこれを継続して実施すること。

- ・入手可能な場合には、多くの人を利用する旅客ターミナルにおけるアルコール消毒液の設置等、乗客に係る感染症対策の実施
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避
- ・外出自粛要請の出ている都道府県に寄港する際には、繁華街などへの不要不急の外出の自粛

(2) 航海時

- ・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底
  - ※（1）入港時・停泊中の対応を引き続き行う
- ・乗組員について、定期的に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどによる健康状態の確実な把握
  - ※ 発熱、強いだるさや息苦しさがある乗組員や乗客について、居室で待機させるなど、可能な限り、他の乗組員や乗客との接触を避ける等の対策を実施する
  - ※ 有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合は4. の対応を行う
- ・階段の手すり、ドアノブ、トイレや共有スペース等多くの人を利用する場所におけるアルコール消毒を行う、消毒液の設置場所を乗客に周知する等
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避

#### 4. 有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合の対応

##### （1）日本での接岸時（入港時）の場合

- ① 接岸している港の最寄りの保健所（内航船の場合）又は検疫所（外航船の場合）に直ちに連絡する（会社や代理店を通じて可）とともに、指示を受ける。また、接岸している最寄りの運輸局等に報告する（会社や代理店を通じて可）。保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照
- ② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
- ③ 保健所又は検疫所の指示に従い消毒を実施する
  - ・ 保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。
  - ・ 自ら消毒作業ができない場合であって、専門業者等に消毒を依頼する場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請する。
- ④ 濃厚接触者等への対応を行う
  - (i) 出航までに有症者の感染が確定した場合
    - ・ 出航するまでに有症者の感染が確定した場合又は下船した乗客等が感染していたことが判明した場合は、保健所又は検疫所に連絡し、感染が確定した有症者又は乗客等の濃厚接触者（以下④において単に「濃厚接触者」）の調査への協力及び消毒作業に係る指示を仰ぐ。
    - ・ 保健所又は検疫所の濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業のため、本船を待機させる場所については、オペレーター等関係者と協議すること。
    - ・ 濃厚接触者と認定された乗組員については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について協議すること。
    - ・ 濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に相談すること。
    - ・ 消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに出航して問

題ないかは予め保健所に要確認。

(ii) 有症者の検査結果が出るまでに出航が必要な場合

- ・当該有症者の検査結果が出るまでの間に、次の海上運送のため出航する必要がある場合は、保健所又は検疫所の指示に基づく感染防止のための措置を講じつつ、乗組員、乗客の毎日の検温を実施する等健康状態のチェック体制を強化する。
- ・出航後、前述の有症者の感染が確定した場合又は新たに有症者が出た場合には、直ちに保健所又は検疫所に連絡し、次港での対応等の指示を仰ぐ。
- ・保健所又は検疫所の指示により、次港での濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業が必要となる場合は、予め本船の待機場所をオペレーター等関係者と協議すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗組員については、次港に到着後、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、必要に応じ、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について相談すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じ、保健所、検疫所、寄港国の検疫と相談すること。
- ・消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに発航して問題ないかは予め保健所に要確認。

(2) 海外での接岸時（入港時）の場合

- ① 寄港国の検疫に直ちに連絡するとともに、指示を受ける。併せて、会社や代理店を通じて国土交通省海事局に報告を行う。
- ② 寄港国の検疫の指示に従い必要な措置を実施する。

(3) 洋上（停泊中、航海中）の場合

- ① 行き先港（有症者発生等により航海予定を変更した場合は変更後に最初に入



港する港。以下同じ。)が日本国内の場合は、同港最寄りの保健所(内航船の場合)又は検疫所(外航船の場合)に直ちに連絡する(会社や代理店を通じて可)とともに、指示を受ける。また、行き先港の最寄りの運輸局等に報告する(会社や代理店を通じて可)。行き先港が外国の場合は、(2)を参照して対応する。

保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照

② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する。

- ・ 保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。

5. おわりに(業務の継続について)

海運事業者は、乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合でも可能な限り操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行ってください。この際、困難なことがあれば、必要に応じて最寄りの運輸局にご相談ください。

① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定

※船舶では衛生担当者の選任が義務付けられています。

② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定

③ 乗組員の交代要員の確保

※交代要員の確保等に関連した船員関係事務の取扱については以下をご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000021.html)

海運業は、物資や旅客の輸送という極めて重要な役割を担っており、可能な限りの業務継続が必要であるところ、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。

国土交通省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようお願いいたします。なお、漁船に関しては、水産庁においてもガイドラインを公表しておりますので、これも併せてご活用いただくよう、お願いいたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、今後の状況に応じて、必要な修正等を行うことがございますので、あらかじめご了承ください。

6. 主な連絡先及び参考

(1) 保健所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html)

(2) 検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

(3) 国土交通省

国土交通省海事局安全政策課危機管理室（一般）

e-mail: hqt-Kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp

国土交通省海事局外航課（外航船舶関係）

e-mail: hara-m2mh@mlit.go.jp, horimoto-h2bd@mlit.go.jp

国土交通省海事局内航課（内航船舶関係）

e-mail: sugasawa-t2kx@mlit.go.jp, asano-h2uy@mlit.go.jp

国土交通省海事局船員政策課（船員法（健康証明書、衛生担当者など）関係）

e-mail: hqt-seafarerer-madoguchi@gxb.mlit.go.jp

（４）参考となる情報が得られるウェブページ

国土交通省 新型コロナウイルス感染症

[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

農林水産省 新型コロナウイルス感染症について（漁業者の皆様へ）

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/#c13](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/#c13)

新型コロナウイルス（COVID-19）に関する  
ガイドンス

一般社団法人 日本船主協会 作成

第4版 （2021年1月8日）

## はじめに

### 【外航貨物船事業における感染拡大予防の必要性】

外航貨物船事業者は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者として位置付けられており、その事業の継続が要請されている。

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれており、このような中で、外航貨物船事業者が、継続的にその責務を果たしていくためには、事業継続のために必要な感染拡大予防対策を適切に講じていくことが必要である。

### 【本ガイダンスの位置付け】

本ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、主として外航海運事業者に対する推奨事項を整理したものである。

今後、本ガイダンスを参考に、各海運事業者において、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適確に講じることにより、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

なお、本ガイダンスは、2020年5月15日時点の最新の情報に基づき作成されているが、新型コロナウイルス感染症については、日々、様々な知見が明らかになっているところであり、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた基本的対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

また、本ガイダンスに記載のない取組を含め、各海運事業者において、業界内外の好事例を積極的に取り入れつつ、現場において創意工夫しながら、感染リスクの実態に即した対策を実践していくことが重要である。

## 新型コロナウイルスの特徴と感染メカニズム

新型コロナウイルスは、2019年12月頃に中国湖北省武漢市で発生した、新種のコロナウイルスであり、以下の特徴を有する。

### 【症状】

発熱（87.9%）、せき（67.7%）、けん怠感（38.1%）、たん（33.4%）、息切れ（18.6%）、のどの痛み（13.9%）、頭痛（13.6%）が主な症状として報告されている。

この他、発症前の初期症状として、

- 味覚の異常（コーヒー、ワインの味がわからなくなる）
- つま先のただれ
- 舌の変色（茶色になる）などの症状も報告されている。

感染者の約80%は症状が比較的軽いとされており、感染しても症状の出ない者もいる。一方、以下の者は重症化しやすいとされている。

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）に罹っている者、喘息等呼吸器系、糖尿病、心臓病、高血圧、がんに罹っている者、喫煙者、60歳以上の高齢者（ただし、幼児や若い人でも重症化する例がある）

### 【潜伏期間】

感染すると平均で5日から6日後に症状が出るとされているが、2週間程度は様子を見る必要がある。また、症状の出ない感染者が陰性になるのは、感染確認後9日（中央値）を要するとされており、場合によっては、陰性に転じるのに14日以上を要するケースもある。【参照1】

また、感染しても抗体が十分にできないもの、消えてしまうといった例が報告されているため、再度感染するリスクは否めない。

### 【感染メカニズム】

感染経路としては、インフルエンザの感染と同様である。

- 接触感染（直接、間接）
- 飛沫感染
- エアロゾル感染（空気感染）

の3種の感染経路が基本。

対策としては、

密集、密接、密閉の三要素を徹底して排除すること

接触感染の防止（飛沫感染などの直接感染、ドアノブ等への接触など間接感染）

が挙げられる。

### 【予防対策】

船上における予防対策については、上記の感染メカニズムを十分に留意した上で、次項以降の対策を徹底すること。

### 接触感染

握手など人と人との直接的な接触に加え、感染者（陽性者）が手に触れた箇所に触れることでも感染するリスクがある。

- 段ボールに付着した場合：最長 24 時間検出が可能
- プラスチックの表面に付着した場合：最長 2～3 日間検出が可能
- ステンレスの表面に付着した場合：最長 2～3 日間検出が可能
- 空気中に医療用噴霧器で噴霧：3 時間検出が可能

また、人の皮膚上でも 9 時間程度、残存するとの研究成果もある。【参照 2】

接触感染の予防には、正しい方法による手洗い、アルコール消毒等が有効となる。

### 飛沫感染

咳、くしゃみ、至近距離での会話などで、唾液等の飛沫が相手にかかり、ウイルスに感染するケース。

まず、濃厚接触を避けることが肝要である。マスク等を正しく着用し（双方が着用すること）、1 m 以上の距離を確保できた場合は、濃厚接触には該当しないとしている。

飛沫感染を避けるには、マスクの正しい着用が有効であり、くしゃみ、咳をするときは咳エチケットを必ず行うこと。併せて、会話等を行う場合は、ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）をキープすること（大声を出さないよう配慮すること）。

### エアロゾル感染

室内など、換気の悪い場所において、大声を出したり、くしゃみ・咳等を行った場合、直接的な飛沫に加え、微粒子となったエアロゾル状態で唾液が飛散し、空気中を漂うことになる。この場合、マスク着用だけでは、ウイルスの吸入を阻止することは難しい。従って、**室内においては、（船上では可能であれば）換気を行うことが有効策となる。**屋外では、ある程度の風があれば、拡散する。咳エチケットは常に励行すること。

### 換気目安

室内において複数の乗組員が集まる場合、エアロゾル感染のリスクが高まるおそれがある。常時、換気を行えばベストではあるが、換気のコストが限定される場合、市販の二酸化炭素濃度測定器を利用するのも一案である。これまでの研究では、換気が悪くなると二酸化炭素

濃度が高くなるため、二酸化炭素濃度測定器はエアロゾル感染のリスクの指標となる。空気中の二酸化炭素の濃度は、400ppm 程度といわれているが、以下の基準を目安に換気を行うことが望ましい。【参照 3】

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 800ppm 未満：            | 特に換気の必要はない        |
| 800ppm 以上 1000ppm 未満： | 必要はないがリスクは高まり始める。 |
| 1000ppm 以上：           | 換気が必要             |

### **濃厚接触者とは**

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと 2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m 程度以内）で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症 2 日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1 m 以内、15 分以上の接触の可能性のある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくはこちらをご覧ください。なお、15 分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。【厚労省 HP】

### **オフィスにおける対策**

陸上における事業者のオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場をいう。以降、オフィスという）において、個々の事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項については、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人日本経済団体連合会）」を参照すること。

### **乗船前の対応**

乗船直前に PCR 検査を行い、陰性が証明されてから乗船することがベストな対応ではある。「新型コロナウイルスの特徴と感染メカニズム」に記した内容を基に、以下の様な感染リスクの低減対策をとる必要がある。

## 自主的隔離の実施

14日間の隔離と検温を実施すること。

## 自主隔離期間

潜在的感染者（感染しても無症状の者）が（感染確認後）おおよそ9日で陰性に転じているが、その後の検査で陽性に転じる者もいる。発症の2日前から感染のリスクがあるとされている。

隔離期間中の症状の確認項目として、検温のみならず、味覚の異常といった項目もチェックリストに入れるほか、同居人がいる場合は、同居人のコンディションも考慮する必要がある。

なお、自主隔離中に症状が現れた場合、掛り付けの医者に相談するほか、自治体等が指定する保健所等の指示に従い隔離を行うこと。

## 非感染証明

海外乗船等の場合において陰性証明が求められることもある。会員であれば、日本海員掖済会所属の病院にて、PCR検査等を受検することが可能（実施病院、検査方法、料金については会員周知を参照すること）。このほか、市中のトラベルクリニックでもPCR検査を実施しているところがある。

## 乗船地までの移動について

乗船地に到達するまでに感染するリスクはゼロではない。

自宅から、本船までの感染防止について、可能な限り注意を払う必要がある。

費用等の問題があることは承知しているが、公共交通機関の利用を可能な限り減らすといった配慮が必要となる（新幹線や航空機を利用するために、混雑する時間帯に地下鉄を利用するようなことは極力避けるべき）。

また、航空機の場合、密接（濃厚接触）のリスクが発生することに留意すること。

## 船上での感染防止

### 船内の感染予防について

- （常識の範囲で）常時マスク着用（正しい装着方法を指導する必要がある）
- 推奨されている方法での手洗い（含むアルコール消毒）の実施。
- 体温チェック（体温計は、毎回、アルコール消毒すること）。
- 平熱より高い熱が観測された場合や、味覚異常等の初期症状が現れたら、管理会社に報告し、船内居室における隔離等の適切な対応をとる必要がある。



第2版のガイダンスでは、「平熱より高い体温（厚生労働省では37.5度としているが各社判断による）が数日間続き、かつ疑わしい症状があるときは、管理会社に報告する。」  
していたが、これでは遅いといえるので、前記の発熱前の初期症状が出た場合や、平熱より高い体温（何度以上とは指定できないが、37°C近くになったら疑いを持つことが必要かもしれない）となった場合は、大事を取ることを推奨する。

- 定期的な船内の消毒の実施。ドアノブ、PCのキーボード、船内電話（プッシュボタン、受話器）、キャビネ、手すり、タッチパネル等他人が頻繁に触れる箇所の消毒を定期的  
に実施（アルコールが足りない場合は、厚生労働省・経済産業省、メーカーが公表して  
いる市販の漂白剤から次亜塩素酸ナトリウム液を生成する方法もある。ただし、手の消  
毒に使用しないこと）【参照4】
- 状況がゆるす場合には、定期的な換気を行うこと。換気を行うことは感染を防止する有  
力な方法でもある。
- 甲板部、機関部の食事時間をずらす、座席の対面配置を見直すことも、一つの案として  
して考えられる（司厨部への負担増とはなるが）。
- 入手可能であれば、手すり、什器類等の消毒ため、除菌スプレーの利用（ただし、布へ  
の散布を目的とした除菌スプレーを手の消毒に使用しないこと）。
- カラオケ等は、乗組員のストレス緩和に有効ではあるが、三密状態になる可能性がある  
ため、原則回避し、やむを得ず使用する場合は、「(カラオケボックス等に関するガイド  
ライン)」を参照して行うこと。【参照5】

上記は、船内感染を防ぐポイントとして列記しているが、必要以上に神経質になる必要はないと考えられる。船内が疑心暗鬼に陥った場合、本船の安全運航にも影響を及ぼすことになるので、そのような事態にならぬよう、十分に留意する必要がある。

うがいの励行については、外部の専門家より、うがいに関する感染症予防に関する見解が確立していないため、うがいを禁止するものではないが、励行して全員で実施するような対策ではないとの指摘があったため、第3版以降では削除している。

#### 荷役時等における感染予防

荷役時等における陸上作業員との接触については、

会員周知船主海第126号・船主企第24号「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項について」および会員周知船主海第136号・船主人第48号「船舶乗組員と陸上作業員の安全な接触に関するIMOガイドラインについて」を参照のこと。

**乗組員が発症した場合の措置**

## 入港国への通報

検疫法等の要求に従い、入港国への検疫通報を行い、当該国当局の指示を仰ぐ。

想定される対応：

- 検疫錨地にて検疫
- 当該船員が重症の場合は陸上医療施設に搬送
- 引き続き、錨地にて 14 日以上錨泊（船陸交通は原則不可）
  - 食料、飲料水、医薬品等の補充が必要

会員周知船主海第 135 号・船主人第 47 号「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」を参照のこと。

(参考)

入港（入域）の拒否については、会員会社が弁護士に確認したところ、（日本の場合）検疫法、入国管理法において入港（入域）を拒否できる根拠はない。

IMO サーキュラー4204 Add.1 においては、旗国、寄港国当局および船主は、旅客の乗下船、荷役、造船所への出入り、食料・備品の供給、証書類の発給、乗組員の交代に支障がないように協力するとある。

会員会社の調査では、旗国は入港に関するアシストはできないとしているため、発症者等を緊急下船させる等の措置が必要となった場合は、必要に応じて P&I クラブに相談することを推奨する。

※ 感染者（およびその疑いがある乗組員）は、船内居室等での隔離が必要となるが、船長以下他の乗組員が、冷静に対応することが必要となる。管理会社は、乗組員がパニックにならないよう指導を行う必要がある。

※ 船内で感染者が発生した場合は、日本船主協会海務部にもご一報ください。

## 感染地域における上陸について

基本的に、感染国（地域）においては、不要不急の上陸を避けるよう配慮する。感染国については、協会が提供している感染国および感染者のリストを参照されたい

併せて、外務省感染症危険情報を参考にされたい。

### ● レベル4：「退避勧告」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

- レベル3：「渡航中止勧告」  
その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（
- レベル2：「不要不急の渡航は止めてください」  
その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- レベル1：「十分注意してください」  
その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

海外での交代に当たっては、米国の一部の州などの交代が可能な国・地域であっても、感染症危険地域では、感染リスクがあることを配慮すること。

#### 各国における対応等

各国における情報および乗組員の交代情報については、協会 HP「新型コロナウイルス情報」に掲載中。

以上

参照記事等

【参照1】 <https://medicaldoc.jp/news/202003n0098/>

【参照2】

[https://academic.oup.com/cid/advance- article/doi/10.1093/cid/ciaa1517/5917611](https://academic.oup.com/cid/advance-article/doi/10.1093/cid/ciaa1517/5917611)

【参照3】 [http://jsoh-ohe.umin.jp/covid\\_simulator/covid\\_simulator.html](http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html)

【参照4】 [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)

[https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics\\_107.html](https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics_107.html)

【参照5】 <https://www.karaoke.or.jp/>

【厚労省 HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

【その他全般】 <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/detail/>



## 内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定  
日本内航海運組合総連合会

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）」をはじめとする政府の諸決定<sup>1</sup>を踏まえ、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものとして、内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

内航海運業は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

---

<sup>1</sup> ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

・ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、傘下事業者等(会員事業者、会員団体の会員事業者及びこれらの関係事業者)が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員事業者等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

内航海運業者は、海上において乗組員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まり、職住を共にする労働環境の特殊性を十分に考慮し、乗組員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

## 3. 講じるべき具体的な対策

### (1) 感染予防対策の体制

- ▶ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ▶ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ▶ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

### (2) 健康管理

- ▶ 従業員(船舶の乗組員を含む)に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(下記目安を参考)の有無の健康状態に加え、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観

察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。

- 勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。
- 船舶の乗組員は、一定の間、船内に留まり生活を行うことになることを踏まえ、乗船中においても乗組員の健康状態を定期的にチェックする。また、乗船中の乗組員に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、4. 船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。
- 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤等の判断を行う際には、学会の指針<sup>2</sup>などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、下記目安を参考に、医療機関を受診または保健所への相談を指示する。

#### (受診・相談の判断の目安)

ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

§ 重症化しやすい方・・・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

§ 基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。

ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。)

<sup>2</sup> 日本渡航医学会 日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

### (3) 通勤

- 陸上の従業員については、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や咳エチケット<sup>3</sup>、私語をしないこと等を徹底する。
- 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

### (4) 勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的かつ正しい方法<sup>4</sup>での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。
- 従業員が、他の従業員とできるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)距離を確保するよう努めるものとし、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。従業員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す。特に、複数名による共同作業など近距離が不可避な作業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。
- ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で制服等に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにし、必要最小限の時間で行う。
- 勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用するとともに、外部の者が帰船後は、必ず手洗い、手指消毒等を実施する。
- 構造上可能であれば、定期的に換気を行う。

<sup>3</sup> 咳エチケット (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>)

<sup>4</sup> 手洗いの正しい方法 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>)



## (5) 休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても、できるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対面での飲食を避けるとともに、できるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)距離を確保するよう努める。
- 荷役作業がない日等においては、乗組員の不要不急の乗下船を極力避ける。なお、買い出し等のため乗下船を行う場合であっても、マスクの着用等の必要な感染防止策を講じた上で、最少人数とするとともに、用件が終わり次第帰船させる。

## (6) トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位(ドアノブ、レバーハンドル等)は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーの利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

## (7) 設備・器具

- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。
- 業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。
- テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。船内においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- 個別の作業スペースの換気に努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

## (8) 部外者の立ち入り

- 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- 事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

## (9) 従業員の意識向上

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」<sup>5</sup>や『『新しい生活様式』の実践例』<sup>6</sup>を周知するなどの取組を行う。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

## (10) その他

- 乗船中の乗組員については、緊急事態宣言下の港湾に於いて、不要不急の上陸は極力避けること。
- 上陸が必要な時は最少人数で業務を行うこと。
- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。
- オペレーター及びオーナーは、以上の感染拡大防止策について、適切に連携すること。

<sup>5</sup> 人との接触を8割減らす10のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

<sup>6</sup> 『新しい生活様式』の実践例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

#### 4. その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(国土交通省海事局安全政策課)」(別添)を参照の上、適切に対処する。

(以上)



## 外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日  
(一社)日本外航客船協会

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれている。

このような中で、現在は運休あるいは旅客輸送の停止を余儀なくされている外航旅客船事業者が、今後持続的にその責務を果たしていくためには、事業実施のために必要な感染拡大予防対策を適切に講じていくことが必要である。

このため、基本的対処方針の変更等をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、国土交通省から(一社)日本外航客船協会に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のガイドラインを策定するなど、自主的な感染防止のための取組みを進めるよう、協力要請があったところである。

本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、外航客船事業者に対する推奨事項を整理したものである。

今後、本ガイドラインを広く業界に普及させるとともに、各外航客船事業者が個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適確に講じることにより、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

本ガイドラインは、令和2年5月時点の最新の情報に基づき作成されているが、新型コロナウイルス感染症については、日々、様々な知見が明らかになっているところであり、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた基本的対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

特に、国土交通省の「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」、外務省の「観光旅客船における感染拡大の際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究」等の政府による取組みもあるところ、適宜その検討結果を反映するものとする。

また、本ガイドラインに記載のない取組を含め、各外航客船事業者が業界内外の好事例を積極的に取り入れつつ、現場において創意工夫しながら、感染リスクの実態に即した対策を実践していくことが重要である。

本ガイドラインは、(一社)日本外航客船協会の会員である外航客船事業者が行う感染拡大防止対策を想定したものであるが、海運代理店や旅客ターミナル等の事業を営む会員以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

## 2. 本文書で使用する用語について

(1)有症者： 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、嗅覚・味覚の異常など、健康状態に何らかの異常を呈している者

(2)濃厚接触者： 有症者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ①有症者と長時間の接触(船内等を含む)があった者
- ②適切な感染防護なしに有症者を診察、看護又は介護していた者
- ③有症者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

(3)保健所又は検疫所\*

- ①日本国内で寄港する場合
  - a) 内航船資格は保健所
  - b) 外航船資格は検疫所
- ②海外で寄港する場合
  - a) 寄港国の検疫
  - b) 会社や代理店を通じて国土交通省海事局に報告

※ 保健所一覧、検疫所一覧は9. 参照

【参考】「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」における「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間\*内に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※感染可能期間・・・発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間。

\*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

### 3. 乗客、乗組員への感染予防策

#### (1) 乗客の乗船時

##### ① 乗船前の検温実施

a) 乗客に対し乗船前に非接触体温計、サーモグラフィ等による検温を実施すること。

##### ② 健康質問票の提出等

a) 各社で定めた様式により、乗客に健康質問票(2. 参考の「コロナウイルス感染症を疑う症状」を網羅)を提出させること。

b) 健康質問票には、乗船14日前までの渡航歴、感染者との接触、体調不良(軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む)、体温を含めること。

c) 乗船までの移動時についても、感染防止に努めるよう、あらかじめ乗客に周知すること。

##### ③ 乗船拒否の判断

a) 検温や健康質問票の結果、感染が疑われる乗客があった場合、責任者の判断の下、約款に基づき当該乗客と同行者に対して乗船できない旨を通知すること。

b) 上記については、あらかじめ乗客に周知すること。

##### ④ 乗船受付時の感染防止策

a) 乗客に対するマスク着用の注意喚起、受付スタッフのマスク着用等の感染防止策を講じること。

#### (2) 船内での乗客への注意喚起

① 咳エチケット(可能な限りマスク着用)や手洗い・消毒の励行等の注意喚起を行うこと。

② 体温測定等、体調の管理に関する注意喚起を行うこと。

③ 人と人との間に十分な距離を保持(可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上)するよう注意喚起を行うこと。

④ (船内に医務室がある場合には)体調に何らかの異常があった場合には、速やかに診療を受けるよう注意喚起を行うこと。

#### (3) 船内施設

① レストラン(乗客用)、食堂(乗組員用)での感染防止のため、必要に応じ、座席数を減らす、対面を避ける、食事時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。

② 密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について検討すること。

③ 船内で不特定多数が接触する物品・機器(電話、パソコン、スイッチ等)、手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器などの接触部分について消毒<sup>\*</sup>を実施すること。

※ 接触部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされている(厚生労働省 HP 参照)。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用するなどの使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認すること。

- ④(入手可能な場合には)感染防止に有効とされている擦式アルコール手指消毒薬を船内に備え付け、③の什器などの接触の後に使用するよう周知すること。
- ⑤洗面台、トイレ等にせっけんによる手洗いを徹底するよう掲示を行うこと。
- ⑥「換気が悪い空間」としないために、換気設備を適切に運転・管理すること。
- ⑦必要に応じ、乗客が使用可能な非接触体温計、サーモグラフィ等を船内に設置すること。

#### (4)乗組員などへの対応について

- ①一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保等の健康管理を心がけること。
- ②疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を回避すること。
- ③1日2回(日帰りの場合は出勤前のみ)の体温測定(非接触でない場合は、毎回アルコールで消毒)、咳や発熱等の症状の有無を確認するなどによる健康状態の確実な把握を行い、記録すること。
- ④咳エチケット(可能な限りマスク着用)を徹底すること。乗客との接客時も可能な限りマスク着用すること。
- ⑤船内執務室や作業場等においては、人と人との間に十分な距離を保持(可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上)すること。
- ⑥物品・機器等(作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等)については複数人で共用をしないこと。ただし、やむを得ず共用する場合には、消毒等感染防止措置を講じるとともに、共有した者を特定できるよう記録をつけること。
- ⑦やむを得ず訪船者に対応する場合は、仕切りのない対面での接触機会は避けること。また、訪船者に対し、感染予防策への協力を要請すること。

#### (5)乗組員の交代時について

- ①乗組員は交代予定日の14日前から体温を計測し、体調等について確認を行ったうえ、乗組員の同居家族の体調等についても同様に確認を行うこと。また、乗組員本人やその同居家族に発熱、咳など健康状態に何らかの異常があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所に相談させて自宅待機とし、結果について報告を受けること。
- ②感染が判明した際に対応の連絡を取りやすくするため、乗組員の交代状況と連絡先については、雇用継続の有無にかかわらず、把握するようにすること(派遣船員については派遣元も同様)。

#### (6)乗組員の上陸(外出)について

- 乗組員は、感染予防の見地から、上陸(外出)を控えるようにすること。やむを得ず上陸する場合は、感染予防策を徹底すること。



#### 4. 有症者が発生した場合について

(1) 有症者が発生した場合、船内責任者※は、本船の医師又は本社と協議のうえ、必要に応じ、入港しようしている港、もしくは接岸している港の最寄りの保健所又は検疫所に連絡し、指示を受けると同時に海事局に報告する。

※1 船内責任者は8. ①参照

(2) 保健所又は検疫所の指示に従い、船内でのイベント・施設利用の中止・縮小、乗客の客室内待機、乗組員の個室管理等、必要となる措置を講じること。

(3) 保健所又は検疫所の指示に従い、有症者を下船させ病院等へ搬送等の措置をとること。なお、搬送の際には公共交通機関を利用しないこと。

(4) 保健所又は検疫所の指示に従い、消毒を含めた必要な措置を実施すること。自ら消毒作業ができない場合であって、専門業者等に消毒を依頼する場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請すること。

(5) 有症者の感染検査結果が得られるまでは、出航せず待機することとし、待機場所については、関係者と協議のうえ、保健所又は検疫所、及び海事局に報告すること。

(6) 上記事態が海外で発生した場合、必要に応じ寄港国の検疫に連絡するとともに、指示を受けると。また、併せて海事局に報告すること。

#### 5. 有症者の感染が確定した場合について

(1) 有症者の感染が確定した場合、改めて保健所又は検疫所に連絡し、乗組員又は乗客の濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業に係る指示を仰ぐこと。

(2) 濃厚接触者は、保健所又は検疫所の指示に従い、隔離など他者との接触が極力ない環境で待機させたいうえ、保健所又は検疫所の感染検査に協力すること。なお、この場合、本船は原則として待機状態とすること。

(3) 濃厚接触者以外の乗客・乗組員への対応については、保健所又は検疫所の指示に従うこと。

(4) 上記(2)の感染検査の結果、陽性が判明した場合、当該陽性者の取扱いについては、保健所又は検疫所の指示に従うこと。

(5) 上記事態が海外で発生した場合、必要に応じ寄港国の検疫に連絡するとともに、指示を受けると。併せて海事局に報告すること。

## 6. 上記以外の対応について

### (1) 海事局通達等

上記3.～5.に記載の対応の他、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(海事局安全政策課)」をはじめ、これまで海事局から発出され、また今後発出される通達等を参照し、適切に対応すること。

### (2) 各業界における対応

上記3.～5.に記載の対応の他、船内各施設(レストラン、シアター、大浴場、エステサロン、遊戯コーナー、バー等)における対応については、本ガイドラインによるほか、(一社)全国生活衛生同業組合中央会等の関係する業界が定めたガイドラインを参考とすること。

## 7. 各事業所における対応について

各事業所における新型コロナウイルス感染症の予防対策については、(一社)日本経済団体連合会が公表した「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に従い、対応すること。

## 8. おわりに(業務の継続について)

外航客船事業者は、乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合でも可能な限り操業等の業務を継続するため、以下の体制についてあらかじめ検討し、必要な準備を行うこと。

この際、対応について困難なことがあれば、海事局に相談すること。

### ① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定

※船舶では衛生担当者の選任が義務付けられている。

### ② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定

### ③ 乗組員の交代要員の確保

※交代要員の確保等に関連した船員関係事務の取扱については以下を参照

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000021.html)

## 9. 主な連絡先及び参考情報

### (1) 保健所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html)

### (2) 検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

### (3) 国土交通省海事局

安全政策課危機管理室(事案発生時の報告) 03-5253-8616

e-mail: [hqt-kajji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kajji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp)

外航課(上記以外の相談等) 03-5253-8619

e-mail: [hqt-kajji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kajji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp)

### (4) 参考となる情報が得られるウェブページ

国土交通省 新型コロナウイルス感染症

[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

経団連 オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

<https://www.keidanren.or.jp/>



# 外航クルーズ船事業者の 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年10月23日(第二版)

(一社)日本外航客船協会

## 1. はじめに

我が国のクルーズは、日本の皆様の余暇の過ごし方に新たな選択肢を提供し、訪日外国人を温かくおもてなし、寄港する地元の活性化に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大は、クルーズに対する不安を大きくし、経済活動が再開されていく中であっても、各社は長きにわたり運航停止を余儀なくされている。

この新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれている。

このような中で、クルーズ船事業者が事業を再開するためには、乗客や乗組員の感染防止対策や万一の場合の感染拡大防止対策を適切に講じることが大前提となる。

このため、(一社)日本外航客船協会(JOPA)では5月14日に外航旅客船事業者向けのガイドラインを策定するなどの取組を進めてきたところである。

このような流れのなかで、国土交通省は、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者ワーキンググループ」を設置し、有識者の意見を聞きながら、クルーズの安全・安心を取り戻すための検討を進めてきた。

当協会としては、5月14日作成のガイドラインをベースに新たにクルーズ船事業者向けに特化したガイドラインを作成すべく、有識者の意見に耳を傾け、国土交通省とともにその内容について検討を進めてきた。

こうした経緯を経て、国土交通省海事局の監修の下で作成した本ガイドラインは、クルーズ船の運航再開にあたって、乗客や乗組員に感染者を発生させず、これまで以上に安心して快適な船の旅を提供することを究極の目標としつつ、船内で新型コロナウイルスの感染者が確認されても、乗船から下船に至るまで新型コロナウイルス感染症対策を徹底しておくことで、同室者以外の乗客や乗組員への感染拡大を封じ込め、クラスターを発生させないことを目指している。

今後、各社は、本ガイドラインに沿って、自社の運航船舶用の新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止マニュアルを作成し、その取組状況について、公平な第三者機関である(一財)日本海事協会(NK)の審査、認証を受けることになる。こうした取組が、乗客や乗組員はもとより、地域との共生は、クルーズにとって不可欠であることから、クルーズ船を受け入れていただく自治体や地域の住民の皆様の安心につながり、そして新型コロナウイルス感染症と最前線で対峙する医療関係者の負担軽減に少しでも貢献できればありがたい。

なお、本ガイドラインは、感染症対策、危機管理等の有識者に内容をご確認いただいた上で、令和2年10月時点の最新の情報に基づき作成されているが、今後の新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて、随時、必要な見直しを行う。

その際、有識者のご意見もお聞きしつつ、我が国及び世界の新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、本ガイドラインに基づく対策が必要なくなったと判断される場合は、本ガイドラインを廃止するものとする。

## 2. 本文書で使用する用語等について

- (1)感染者： 検査で新型コロナウイルス感染症への感染が判明した者。
- (2)有症者： 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嗅覚・味覚の異常など、健康状態に何らかの異常を呈し、医師が新型コロナウイルス感染症の可能性が高いと認めた者。
- (3)濃厚接触者： 有症者が健康状態に何らかの異常を呈する48時間前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。
  - ①有症者と同室あるいは同室者等(家族等であって有症者と一定時間(15分以上)を客室で過ごした者)
  - ②適切な感染防護なしに有症者を診察、看護または介護していた者
  - ③有症者の気道分泌液または体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
  - ④手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

## 3. 乗客への対応について

### (1)乗船時

- ①乗船受付時に非接触型体温計、サーモグラフィ等により、発熱(37.5℃を目安とする、以下同じ。)がないこと及び発熱以外の体調不良がないことを確認すること。
- ②乗船受付時に予め定めた様式により、乗客に健康質問票<sup>※</sup>を提出させたうえ、公的書類等による本人確認を行うこと。
- ③健康質問票の記載内容及び体温測定の結果を踏まえ、当該乗客及びその同一グループの者の乗船の可否を判断すること。
- ④乗船の可否判断の結果、乗船を断る場合があることについては、予め乗客に具体的に周知するとともに、乗船を断った乗客に対する帰宅等の案内を適切に行うこと。
- ⑤乗船までの日常生活中、乗船のための移動時、乗船手続時についても、マスク着用等の感染予防に努めるよう、予め乗客に周知すること。
- ⑥乗船受付時に他の乗客と十分な距離(可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上、以下同じ。)がとれるよう、受付時間の分散化等、旅客ターミナル等を運営する自治体等との調整を行うなど、感染防止対策を適切に行うこと。

※ 健康質問票には、乗船14日前までの渡航歴、新型コロナウイルス感染症感染者との接触の有無、体調不良(軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む)の有無、体温の記載を含めること。また、万一の場合の重症化リスクを予め把握するため、基礎疾患の有無についても含めること。

### (2)乗船中

- ①自室内及びレストラン等での飲食中の場合を除き、船内ではマスク着用を徹底するよう周

知すること。ただし、熱中症のおそれがある場合、開放デッキで他の乗客及び乗組員と十分な距離がとれる場合についてはこの限りではない(この場合は、対面での声高な会話を避けるよう注意喚起を行うこと。)

- ②手洗い・手指消毒等の励行について注意喚起すること。
- ③自室内の換気に努めるよう注意喚起すること。
- ④定期的に(原則1日1回以上)体温測定を求める等、乗客自身の体調管理について注意喚起すること。
- ⑤船内では他の乗客及び乗組員と十分な距離を保持するよう注意喚起すること。
- ⑥体調に何らかの異常があった場合には、定められた方法により速やかに診断を受けるよう周知すること。この場合、診断時に船内電話を活用する等、感染防止(乗客、医師双方)の措置を講じること。
- ⑦体調に何らかの異常があった場合には、診断を受けるまでの間、船内施設の利用を控え自室内で待機するよう周知すること。
- ⑧厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」については、原則として利用可能な状態とするよう要請すること。また、他の船内で利用可能な健康管理アプリ(乗客や乗組員の健康状態の記録及び船医によるモニタリングが可能なものが望ましい。)についてもその使用が効果的な場合は、積極的にこれを活用するよう乗客に求めること。
- ⑨不要不急な客室間の行き来は極力避けるよう周知すること。
- ⑩上記②、③、④、⑤の注意喚起にあたっては、船内アナウンスをすること。

### (3) 寄港地での上陸

- ①上陸の間も飲食中の場合を除き、マスク着用を徹底するよう周知すること。ただし、熱中症の恐れがある場合、屋外で他の乗客等と十分な距離がとれる場合についてはこの限りではない。
- ②上陸の際には、舷門等において乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認すること。
- ③発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に何らかの異常がある乗客については、上陸を見合わせ、船内医師の診断を受けさせること。
- ④舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、上陸時間の分散化等、必要な措置を講じ、旅客ターミナル等でも同様の対策がとられるよう管理者と予め調整を行うこと。
- ⑤上陸中に発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に異常が生じた場合に本船に連絡させること。また、本船の連絡先を乗客に周知すること。
- ⑥船内に戻る際には乗客の体温測定を実施し、発熱または咳、咽頭痛などの健康状態に異常がないことを確認すること。
- ⑦上記③、⑤、⑥において、発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に異常があった場合には、船内医師の診断及び新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が出るまでは船内で隔離すること。

### (4) 最終港での下船

- ①下船の際には、舷門等で乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認すること。
- ②有症者及び濃厚接触者については、船内医師の診断及び新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が出るまでは船内で隔離すること。



- ③舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、下船時間の分散化等、必要な措置を講じること。
- ④下船及び手荷物受け取りの際に他の乗客と十分な距離がとれるよう、旅客ターミナル等の管理者と予め調整を行うこと。

#### 4. 船内の衛生管理

- (1)新型コロナウイルス感染症対策を徹底させるため、船内における衛生管理規程を整備すること。
- (2)衛生管理規程には、以下の事項を盛り込むこと。
  - ①船内の衛生責任者の選定と役割。
  - ②船内の衛生管理体制(船内に有症者・感染者が発生した場合の緊急連絡体制を含む)。
  - ③有症者及び感染者が発生した場合に使用する個人防護具の種類と船内に備蓄する個数。
  - ④感染者が発生した場合の対応に関する船員への教育・訓練の方法。
  - ⑤有症者が発生した場合の船内の対応方法
    - a)有症者に対する船内での検査の手順
    - b)有症者の船内隔離、診断
    - c)濃厚接触者の特定と船内隔離
    - d)他の乗客の自室待機
    - e)有症者が利用した船内施設の閉鎖または消毒
    - f)乗客への周知
  - ⑥船内検査で感染者が確認された場合の船内の対応方法
    - a)感染者及び濃厚接触者の船内隔離
    - b)全ての船内施設の利用停止
    - c)乗客への周知
    - d)船内ゾーニング
    - e)船内消毒
    - f)保健所等への通報手順

#### 5. 船内施設の維持管理等

##### (1)客室

- ①清掃時には、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させ、交差汚染を防止すること。
- ②少なくとも、クルーズ終了後の清掃時には、ドアノブ、テレビや空調のリモコン、照明スイッチ等の接触部分の消毒をさせること。
- ③客室内のゴミ(マスク、ティッシュ等の感染源となるおそれのあるもの)については、予め分別するよう乗客に周知のうえ徹底させ、担当者に密閉処理させること。また、清掃の担当者に対しては、作業終了後の着替えを義務づけること。

④船内で2泊以上する場合であって乗客の求め等により客室の清掃を行う場合には、乗客との接触がないよう最大限努めること。

⑤使用済みリネン類は、回収から洗濯までの間、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させること。また、洗濯の担当者に対しては、作業終了後の着替えを義務づけること。

⑥以下の関係業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本旅館協会

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

(一社)全日本シティホテル連盟

<https://www.jcha.or.jp/news/203>

(一社)日本ホテル協会

<https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801>

## (2) レストラン等飲食施設

①乗組員が飲食物を提供する施設に入る前には、手洗い、手指消毒、マスクの着用を徹底させること。

②乗客の飲食終了の都度、テーブル・カウンターを消毒させること。

③下膳の際には、残渣物(食品、唾液、鼻水が付着したナプキン等)からの感染を防止する措置を講じること。

④レストラン等飲食施設での感染防止のため、必要に応じ、座席数を減らす、対面を避ける、食事時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。

⑤座席の配置については、十分な距離を確保するよう努めること。

⑥原則として、卓上には調味料、予備食器、共有メニューを置かないこと。ただし、やむを得ず卓上に置く場合は飲食終了の都度、消毒または交換を行うこと。

⑦原則として、ビュッフェ等のセルフサービス施設は休止すること。ただし、やむを得ず実施する場合は、乗組員が料理を取り分けること。

⑧以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本フードサービス協会

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

(一社)全国生活衛生同業組合中央会

<http://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoukai.html>

## (3) 劇場、映画館

①開始及び終了時に出入口に乗客が密集しないよう、入退場の順番を定める等、必要な措置を講じること。

②開始前及び終了後に場内の換気に努めること。

③座席の配置については、十分な距離を確保するよう努めること。

④劇場においては、最前列席と舞台との間隔を2メートル以上とること。また、乗客と接触するような演出(声援を惹起する、乗客を舞台上げる、ハイタッチをする等)は行わないこと。

⑤乗客に対して声援等の発声を控えるよう注意喚起すること。

⑥以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(公社)全国公立文化施設協会

[https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid\\_19.pdf](https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf)  
全国興行生活衛生同業組合連合会

[https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514\\_COVID-19\\_guideline.pdf](https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf)

#### (4) 大浴場、プール

- ①乗客に対し、予め入場を制限する必要があることを注意喚起すること。
- ②ロッカー、椅子等の共用部分、手桶、ドライヤー等の共用備品については一定時間毎に消毒を行うこと。
- ③使用済みタオル類は、回収から洗濯までの間、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させること。また、洗濯の担当者に対して、作業終了後の着替えを義務づけること。
- ④以下の業界ガイドラインも参考とすること。

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

[http://www.1010.or.jp/zenyoku/img/zenyoku\\_guideline.pdf](http://www.1010.or.jp/zenyoku/img/zenyoku_guideline.pdf)

(一社)日本スイミングクラブ協会

<http://www.sc-net.or.jp/>

#### (5) 関係業界ガイドラインの活用

- 上記に記載の対応のほか、船内の各種施設(エステサロン、フィットネスクラブ、遊戯コーナー、バー、図書室等)における対応については、以下の業界ガイドラインも参考とすること。

特定非営利活動法人 日本エステティック機構、(一社)日本エステティック振興協議会

<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/3120200601.pdf>

(一社)日本フィットネス産業協会

[https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia\\_guide.pdf](https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia_guide.pdf)

(一社)日本アミューズメント産業協会

[https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン\\_PDF.pdf](https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン_PDF.pdf)

(一財)カクテル文化振興会、(一社)日本バーテンダー協会、

(一社)日本ホテルバーメンズ協会

[http://cocktail.or.jp/pdf/covid19\\_guideline.pdf](http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf)

(公社)日本図書館協会

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>

#### (6) その他

- ①上記の他、船内施設の座席の配置については、十分な距離の確保に努めること。
- ②船内で不特定多数が接触する物品・機器(電話、パソコン、スイッチ等)、手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器などの接触部分を定期的に消毒すること。
- ③擦式アルコール手指消毒薬を船内に備え付け、②の什器などの接触の後に手洗いができない場合には、消毒薬を使用するよう乗客・乗組員に周知すること。
- ④船内の換気設備を適切に運転・管理し、窓の開閉が可能な客室にあつては定期的に換気するよう乗客に注意喚起すること。
- ⑤船内にサーモグラフィを設置し、乗客の体温測定をすること。

## 6. 乗組員への対応について

### (1) 教育・訓練

- ① 衛生管理規程に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する教育を行うこと。
- ② 衛生管理規程に基づき、本船内における感染症対策に関する教育・訓練を行うこと。
- ③ 衛生管理規程に基づき、本船内における新型コロナウイルス感染症感染防止に必要な個人防護具に関する教育及び着脱に関する訓練を行うこと。

### (2) 船内での対応

- ① 1日2回の体温測定、健康状態等、乗組員の健康状態の記録をとること。
- ② 本船の運航に必要な要員については、乗客との接触を避け、新型コロナウイルス感染症感染防止のための措置を徹底させること。
- ③ 就業時間内は、やむを得ない場合を除き、マスク着用を徹底させること。就業時間外であっても自室及び飲食時以外はマスク着用を徹底させること。なお、相部屋で同室者が在室する場合は、十分な距離を保ち、対面での会話を避けるよう徹底させること。
- ④ 船内においては、乗組員同士の間には十分な距離を保持させること。また、手洗い・手指消毒などの感染防止のための措置を徹底させること。
- ⑤ 物品・機器等（作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人で共用させないこと。ただし、やむを得ず共用させる場合には、消毒等感染防止措置を講じるとともに、共用させた者を特定できるよう記録をつけること。
- ⑥ 船内の備品・機器類（パソコン、各種端末等）については、一定時間毎に消毒を行うこと。
- ⑦ 訪船者の対応は真に必要な場合に限り、仕切りのない対面での接触を避けること。その場合、訪船者に対しても、マスクの着用等の新型コロナウイルス感染症感染防止措置をとらせること。

### (3) 乗組員交代について

#### ① 乗船者

- a) 自宅出発日の 14 日前から体温を計測、記録させ、体調不良（軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む。）があった場合には報告させること。
- b) 乗船時に PCR 等の検査を実施（外国人の場合は入国時の検査とは別途実施）し、陰性であることを確認すること。
- c) 乗船予定者の同居家族に発熱、咳など健康状態に何らかの異常があり、感染が疑われる場合には、乗船を見合わせ、医師の診断を受けさせたいえ、その結果について報告させること。

#### ② 下船者

- a) 14 日前からの体温の記録、体調をチェックし、下船に問題がないことを確認すること。
- b) 下船後に感染者が発生した場合の連絡を取りやすくするため、乗組員の交代状況と連絡先については、雇用継続の有無にかかわらず、一定期間記録を残すこと（派遣船員については派遣元も同様）。

## 7. 有症者が発生した場合について

- (1) 有症者が発生した場合は、衛生管理規程に従い、船内で新型コロナウイルス感染症感染検査を実施すること。ただし、何らかの理由で船内での検査が実施できない場合には、有症者が発生した時点で、「8. 有症者の感染が確認された場合について」と同様の対応をとること。
- (2) 検査結果が出るまでの間、衛生管理規程に従い、有症者及び濃厚接触者を船内で隔離すること。
- (3) 有症者が発生した時点で、船内イベント及び船内施設の使用を休止し、他の乗客は自室に待機させること。
- (4) 上記措置をとることを予め乗客に周知すること。

## 8. 有症者の感染が確認された場合について

- (1) 船内検査で有症者の感染が確認された場合は、衛生管理規程に従い、感染者及び濃厚接触者の隔離を継続し、他の乗客を自室に待機させること。
- (2) 可能な範囲で、感染者及び濃厚接触者の乗船以降の行動を聴取し、他に濃厚接触者に該当する者の有無等状況の把握に務めること。接触管理アプリが導入されている場合には、積極的に活用すること。また、濃厚接触者の対象範囲については保健所等に助言を求めること。
- (3) 濃厚接触者に対しては、保健所等の助言を踏まえた上で、検査等の対応をとること。
- (4) 本船が国内寄港地に停泊中、国内各港間を航行中のいずれの場合も指定感染症発生の場合の手続きに則り、関係機関(国土交通省海事局、保健所等、海上保安庁(航行中の場合)、港湾管理者等)に通報すること。なお、関係機関の連絡先については、最新の情報を相互に共有すること。
- (5) 上記通報と同時に、停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請すること。なお、感染者の容態、地域の医療体制等を理由に陸上隔離ができない場合に備え、下船港までの船内隔離にも対応できる体制とすること。
- (6) 船内で感染者が確認された時点で、船内イベント及び船内施設の使用を中止し、上記(5)の対応後、保健所等、関係機関の助言を確認のうえ、速やかに下船港に向かうこと。また、この間、他の乗客は自室に待機させること。
- (7) 万一、船内で複数のグループから感染者が確認されるなど、地域の医療体制に著しく影響する事態が発生した場合には、その対応について保健所等、関係機関と協議すること。
- (8) 下船港における感染者以外の乗客の下船については、予め都道府県等の衛生主管部局

と協議し、港湾管理者等と連携のうえ、対応すること。

(9) 濃厚接触者の公共交通機関の利用については、予め都道府県等の衛生主管部局と協議し、公共交通機関の利用ができない場合には、港湾管理者等と連携のうえ、帰宅等に係る交通手段を斡旋すること。

(10) 感染者を下船させる際には、乗組員や他の乗客等に感染が広がらないよう、動線について予め港湾管理者等と調整し、連携のうえ、対応すること。

## 9. 上記以外の対応について

(1) 上記に記載の対応の他、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(海事局安全政策課)」をはじめ、これまで海事局から発出され、また今後発出される通達等を参照し、適切に対応すること。

(2) 下船後に感染が判明した場合に備え、乗客の連絡先等必要な情報を一定期間保存し、また、乗客に対し後日連絡を取る場合があることを周知すること。

(3) 出港後に乗客が下船できなくなる事態が生じないよう、当該クルーズの下船港(発着港を基本として予め調整)の港湾管理者、都道府県等の衛生主管部局と、当該港に確実に帰港し下船できる対応策を事前に協議すること。

## 10. 適用

本ガイドラインは、まずは国内クルーズに適用されるものであり、国際クルーズの実施にあたっては必要な改訂を行う。

## 11. 主な連絡先及び参考情報

### (1) 保健所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html)

### (2) 検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

### (3) 国土交通省海事局

安全政策課危機管理室(事案発生時の報告) 03-5253-8616

e-mail: [hqt-kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp)

外航課(上記以外の相談等) 03-5253-8619

e-mail: [hqt-kaiji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kaiji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp)

## 旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定  
一般社団法人日本旅客船協会

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定<sup>1</sup>を踏まえ、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものとして、旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

旅客船事業は、離島の生活航路に代表される国民の安定的な生活の確保及び社会機能の維持に必要な公共交通機関であることに加え、フェリーにおける自動車航送は物流の一翼を担う重要な社会基盤であり、対処方針においても、業務の継続が求められている。また、屋形船や遊覧船等の観光船は、新型コロナウイルス終息後のV字回復における基盤の一つとして重要なインフラでもある。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの

<sup>1</sup> ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。なお、本ガイドラインは、傘下事業者等（会員事業者及びこれらの関係事業者）が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

また、本ガイドラインは、長距離フェリー等、宿泊を伴う旅客船も対象としているが、国土交通省の「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」等クルーズ船に関する取り組みが始まっているところ、適宜その検討結果を反映するものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

旅客船事業は、旅客ターミナルや旅客船内において乗客と従業員（旅客船の乗組員を含む。）、乗客同士が接触する機会が多いことに加え、海上（河川湖沼を含む。）においては乗客及び従業員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まることになる事業の特殊性を十分に考慮し、乗客及び従業員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

## 3. 講じるべき具体的な対策

### (1) 感染予防対策の体制

- ▶ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ▶ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。



- 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

## (2) 乗客に対する感染防止対策

### ① 共通事項

- 不特定多数の乗客が利用する場所においては、以下の感染防止策を講じる。
  - ・アルコール性手指消毒剤の設置
  - ・乗客に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット<sup>2</sup>(マスク着用を含む)や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底
  - ・乗客と従業員が対面するターミナル内のカウンターや船内案内所等における飛沫感染防止のための仕切り(アクリル板・透明ビニールカーテン)の設置
  - ・ターミナル内のカウンターや船内等における乗客間の一定距離(できるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)距離を確保するよう努めるものとし、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲の距離)の確保
  - ・切符売り場や船内売店における可能な限りのキャッシュレス決済の導入(業務委託している場合は、委託業者に協力を求める。)
  - ・ターミナル及び旅客船内の換気(換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等)
  - ・乗客の手が触れる場所(テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチ、手すりなど)の定期的な清拭消毒
    - ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
  - ・いわゆる「空間除菌」と称する消毒薬の噴霧や、オゾンガス発生装置等による感染対策を行う場合は、医学的な根拠に基づく効果を確認することが重要であり、効果のない感染対策は避ける。
    - ※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

---

<sup>2</sup> 咳エチケット (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>)

## ②旅客ターミナルにおける対策

- 乗客の乗船手続き時における発熱や咳等の症状の有無などの健康状態の確認を事業者の創意工夫により実施する。その際、既に長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施するとともに、発熱等の症状がある者は乗船を許可しないなどの措置を講じる。
- なお、他社が運営するターミナルを利用している場合は、当該運営会社に対し、上記①を含めその対策の実施に係る協力要請を行う。

## ③旅客船内における対策

- 船内パブリックスペースや、船内イベントについては、その提供・実施にあたっては、「三つの密」の回避の観点から、十分な感染予防対策を講じるとともに、各都道府県による要請内容を踏まえて適切に対応する。
- 船内レストラン等における飲食の提供に際しては、飲食業界において作成されるガイドライン<sup>3</sup>も参照の上、座席数の制限や利用者の対面を避けるなどの工夫により、利用者の密集を避けるための必要な措置を講じる。
- 長距離フェリー等宿泊を伴う場合は、宿泊業界において作成されるガイドライン<sup>3</sup>も参照し、必要な措置を講じる。

## (3) 従業員に対する感染防止対策

### ①健康管理

- 従業員に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(下記目安を参考)の有無の健康状態に加え、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。
- 勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。

<sup>3</sup> 業種別ガイドライン一覧【飲食：⑧食堂、レストラン、喫茶店等、宿泊：⑩生活必需サービス(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等)のガイドラインを参照】

[https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\\_20200514.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf)

- 乗船中の乗組員・乗客に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、4. 船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。
- 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤等の判断を行う際には、学会の指針<sup>4</sup>などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、下記目安を参考に、医療機関を受診または保健所への相談を指示する。
- 旅客ターミナル及び旅客船内の売店等で勤務する雇用関係のない者については、委託業者等に適切に対応するよう協力を求めるものとする。

(受診・相談の判断の目安)

- ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - § 重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - § 基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。
- ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。)

## ②通勤

- 陸上の従業員については、ターミナルの受付など、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、公

<sup>4</sup> 日本渡航医学会 日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や咳エチケット、私語をしないこと等を徹底する。

- 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

### ③勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的かつ正しい方法<sup>5</sup>での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。
- 従業員が、乗客や他の従業員とできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努めるものとし、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。従業員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す。特に、複数名による共同作業など近距離が不可避な作業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。
- ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で制服等に替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようし、必要最小限の時間で行う。
- 勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用するとともに、外部の者が帰船後は、必ず手洗い、手指消毒等を実施する。

### ④休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても、できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対面での飲食を避けるとともに、できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努める。

---

<sup>5</sup> 手洗いの正しい方法 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>)

## ⑤トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位(ドアノブ、レバーハンドル等)は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーの利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

## ⑤設備・器具

- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。
- 業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。
- テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。旅客船内等においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- 個別の作業スペースの換気に努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

## ⑥部外者の立ち入り

- 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- 事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

## ⑦従業員の意識向上

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」<sup>6</sup>や『『新しい生活様式』の実践例』<sup>7</sup>を周知するなどの取組を行う。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

## ⑧その他

- 乗船中の乗組員については、緊急事態宣言下の港湾に於いて、不要不急の上陸は極力避けること。
- 上陸が必要な時は最少人数で業務を行うこと。
- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。

## 4. その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(国土交通省海事局安全政策課)」(別添)を参照し、適切に対処する。

(以上)

---

<sup>6</sup> 人との接触を8割減らす10のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

<sup>7</sup> 『新しい生活様式』の実践例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)